

民事再生手続／清算手続に関するよくある質問

一般財団法人神奈川県経営者福祉振興財団

2023年2月20日

Q1: 保険証券が見つかりました。これはまだ有効ですか？

A1: 保険契約者様への補償につきましては、遅くとも2020年12月31日をもってすべて終了しております。したがって、当該保険証券はすべて無効となりますので、ご破棄いただくようお願い申し上げます。

Q2: 現在も口座から保険料の引落が続いていますので、口座からの引落しを止めてください。

A2: 当財団は、民事再生手続が開始された2020年6月以降、保険料の引落しを行っていません。現在も保険料の引落しがなされているのであれば、過去に当財団が提携していた「神奈川県福祉共済協同組合」の共済契約にかかる掛け金の引落しの可能性があります。共済契約の状況については、神奈川県福祉共済協同組合（電話番号：045-228-0774、住所：横浜市中区元浜町4-32）までお問合せください。

Q3: 私に対する弁済が供託されたようですが、どのようにしたらよいですか。

A3: 当財団が供託したことを知らせる通知を受け取ってから5年以内であれば還付請求いただけますが、その後は還付請求ができなくなる場合がありますので、ご留意ください。

Q4: 供託金は必ず請求しなければならないのでしょうか。また、請求をしない場合はどうすればよいですか。

A4: 供託金の還付請求は権利であって義務ではありませんので、請求しないことも可能です。その場合、特に手続をしていただく必要はありません。

Q5: 供託金を受け取るにはどうしたらいいですか。

A5: 当財団が供託した金銭は、東京法務局供託課において還付請求手続（受取り手続）を行うことにより受領することができます。還付請求手続の詳細については、東京法務局供託課（電話番号：03-5213-1353、住所：東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎）までお問合せください。

以上